

大名江戸屋敷の機能的秩序

——尾張藩を素材として——

渋谷葉子

はじめに

一 機能的秩序の形成

(一) 大名江戸屋敷の機能

(二) 市谷屋敷の上屋敷化

(三) 麴町屋敷の中屋敷化と戸山屋敷の獲得

(四) 屋敷地の獲得・仕分けと集約

二 機能的秩序の確立

(一) 市谷上屋敷添地の拝領

(二) 市谷上屋敷への諸機能集中

(三) 麴町・戸山屋敷の機能とその変容

三 機能的秩序の展開

(一) 市谷上屋敷周辺の獲得と集約

(二) 市谷上屋敷周辺獲得の契機

(三) 市谷上屋敷の空間的拡張

(四) 屋敷地獲得の新機軸と整備

おわりに

大名江戸屋敷の機能的秩序

本稿は尾張藩江戸屋敷を素材として、各々の重要な機能の分担関係＝機能的秩序の変遷を明らかにし、その総体のあり方を検討しようとするものである。時期は概ね一七世紀後半から一九世紀前半を対象とする。

大名が幕府より江戸に与えられた拝領屋敷には上屋敷・中屋敷・下屋敷・蔵屋敷の種別があり、それぞれが一定の機能を負つたという理解が一般的で、尾張藩の場合は上屋敷が市谷、中屋敷が麹町、下屋敷が戸山、蔵屋敷が木挽町築地と位置づけられる。しかしこれまで個別に各屋敷の変遷を検討したところ、機能の移行や転換が見出された⁽¹⁾。つまり機能の分担関係は一定不变ではなく、藩が々々に抱えたさまざまな事情に応じて変化したのである。そして江戸屋敷は各々が相互に関係し合つて成り立つており、したがつてそれに連動して総体のあり方が推移したことを見通される。

以上を踏まえて、市谷・麹町・戸山の各屋敷の機能分担と相互関係性を

整理し、機能の移行や転換の契機を、その背景と藩の内情を考慮しつつとらえる。そして機能的秩序はどのようなものとなり、江戸屋敷総体が構成され推移していくかを明らかにしていく。

筆者はかつて元和・寛永期（一六一五～四四）の鼠穴上屋敷の拝領と変遷および明暦二年（一六五六）の市谷屋敷の拝領から、幕府と尾張藩の政治的関係の確立過程を検討した⁽²⁾。本稿はそこで課題として残した上屋敷の市谷屋敷への移行後、つまり両者の関係安定化後の江戸屋敷の変遷をみたものとなる。

一 機能的秩序の形成

（一）大名江戸屋敷の機能

改めて大名江戸屋敷の基本的なあり方を整理しておくと、それには幕府から無償で与えられる拝領屋敷のほか、農地などを購入した抱屋敷（囲い・家作がない場合は抱地）がある。家臣団の増加等の理由から一大名で複数を所持するようになるが、特に明暦三年（一六五七）一月に起こった明暦大火後、幕府が火災時の避難先として郊外に屋敷を設けるよう推奨し下賜していったことからこの傾向は定着する。

そして拝領屋敷は機能による種別が明確化するようになつた。上屋敷は藩主が住む屋敷＝居屋敷でその妻子らや家臣も住み、また藩役所も置かれた江戸屋敷の中心である。中屋敷は上屋敷の控えで、その焼失時などの臨時の居屋敷のほか、元藩主や世子の居宅となつた。下屋敷は郊外に設けられ、罹災時の避難先、また庭園を備えて藩主らの保養・遊興用の別荘とも

なつた。蔵屋敷は主に倉庫や資材置場で沿岸部に置かれることが多かつた。以上が一般的な大名江戸屋敷の機能の分担関係である。

（二）市谷屋敷の上屋敷化

表1「尾張藩の江戸屋敷所有状況（17世紀～18世紀末）」は、一七世紀初めから一八世紀末に尾張藩が所有した江戸屋敷を獲得年の古い順に整理し、それぞれの所有期間を示したものである。まず一六五六・五七年、すなわち明暦二・三年に放出と獲得が集中していることが看取される。その子細は、明暦二年三月七日、市谷に屋敷地が下賜され、代替に麴町・赤坂（中）・千駄ヶ谷茶屋の三屋敷が上地となり、翌三年五月一四日、鼠穴上屋敷が上地されて代替に麴町屋敷の再下賜と市谷屋敷の添地が与えられ、同月二七日には八丁堀蔵屋敷が上地となり木挽町築地に土地が下賜された⁽³⁾。

市谷屋敷の拝領については、決定に至る経過から、幕府が承応期（一六五二～五五）より進めてきた武家地の新規開発と武家屋敷の再配置計画の一環で、位置はその企図によつたことが明らかとなつているが⁽⁴⁾、さらにこの計画は明暦大火を受けて大きく展開した。尾張藩では、鼠穴上屋敷が罹災を免れたにも関わらず、江戸城の防火対策による郭内大名屋敷の強制移転により上地となり、上屋敷は市谷へ移行し、また八丁堀蔵屋敷は焼失して蔵屋敷がこの機に海を埋め立てた新開の武家地、木挽町築地へ移転した⁽⁵⁾。すなわち明暦二・三年の屋敷地異動は何れも幕府の施策にしたがつたもので、そして尾張藩江戸屋敷総体のあり方はそれ以前と様相を大きく変えた。

その結果は表1にみるとおり、市谷上屋敷と木挽町築地蔵屋敷、麴町・

表1 尾張藩の江戸屋敷所有状況(17世紀~18世紀末)

年代	屋敷名	鼠穴	一つ木	赤坂	下馬	八丁堀	深川	麴町	四谷堀端	千駄ヶ谷茶屋	赤坂	市谷	木挽町築地	四谷内藤宿	戸山	千駄ヶ谷	四谷追分	川田久保	四谷大久保	牛込原町末	大久保稻垣	高田	大久保西			
		種別	上	下	中	拝	藏	抱	中	中	拝	下	上	藏	抱	抱・下	抱	拝	下	拝	抱	抱	抱			
		記号	—	—	—	—	—	—	A	B	—	—	C	D	E	F	—	G	H	I	J	K	L	M		
1600																										
	義直																									
			1618																							
				1638	1632	1633	1635	1637	1637	1639																
											1637															
1650																										
	光友																									
			1657	1656	1657	1657			1656	1657	1641	1656	1657													
												1683														
													1656	1657												
1700																										
	綱誠																									
	吉通																									
	五郎太																									
	継友																									
	宗春																									
1750																										
	宗勝																									
	宗睦																									
1800																										
	齊朝																									

※「江府・尾州・大坂 御屋敷吟味一巻」・「寛政十三酉年春出来 御屋敷吟味」・「江戸御屋鋪便覽」(徳川林政史研究室所蔵)より作成

※種別の略称は次の通り。上…上屋敷、中…中屋敷、下…下屋敷、拝…拝領屋敷、藏…藏屋敷、抱…抱屋敷

※記号は図1「尾張藩江戸屋敷の位置(18世紀半ば)」に対応

※直線始点上の数字は獲得年、矢印下の数字は放出年(いずれも西暦)である

※点線は所有が推定されることを示し、史料上それが確認される年限(西暦)を点線下に記した

四谷堀端屋敷と赤坂下屋敷、以上五ヶ所の拝領屋敷を所有することになったのである。つまり旧来の屋敷地のうち麴町・四谷堀端・赤坂下屋敷が残された。このうち赤坂下屋敷は三代将軍徳川家光長女で二代藩主光友の正室となつた千代姫の所有のため残つたと考えられる⁽⁶⁾が、麴町は一旦上地されながらの再拝領であつた。これは尾張藩の屋敷配置に関する幕府の企図から外れていたことか藩の上地であり、したがつて市谷の上屋敷化に理由が求められる可能性が高い。麴町は旧来所有した屋敷のなかでは距離的に市谷上屋敷に近く、これと堀を隔てた向かいにある四谷堀端もまた同様で、両地を残す選択がなされたのではないかと推定される。

(三) 麴町屋敷の中屋敷化と戸山屋敷の獲得

明暦四年(万治元、一六五八)一月一〇日、市谷上屋敷の殿舎が落成したことから藩主光友と世子綱誠が移居して⁽⁸⁾、市谷屋敷は名実ともに上屋敷となり、正室千代姫、二男義行も入つた。さらに寛文五年(一六六五)三月二七日に三男義昌も名古屋から下向して居住した。⁽⁹⁾

寛文六年(一六六六)八月五日、綱誠は麹町屋敷に殿舎を作事して居住することになる。⁽¹⁰⁾これはその成長に加えて婚姻が決まつたためであつた。麹町屋敷の獲得は寛永

一四年（一六三七）、光友と千代姫の婚姻が内定してその御殿と御守殿が鼠穴上屋敷に建造されることとなり、これを明け渡すために藩主義直の屋敷地として幕府より下賜されたものだつたが、その死後は専ら家臣の長屋地に利用されていた。⁽¹¹⁾ 綱誠御殿の作事決定後、寛文六年八月二一日には南東端に添地を拝領して九月二七日に着工し、翌寛文七年（一六六七）九月二六日、正室新君の入輿と同時に綱誠も移居した。⁽¹²⁾

そして寛文八年（一六六八）には、光友が千代姫のために罹災時避難用の抱屋敷を和田戸山に獲得する。まず六月二七日に旗本稻垣数馬と宮崎助右衛門の畠屋敷を、次いで九月二日にはその北から北西に接する牛込済松寺開基祖心尼の所有地を買得した。⁽¹³⁾ 祖心尼は千代姫の曾祖母で、光友は千代姫を通じてこの地の譲渡を数年来打診させていたところ、この年購入に踏み切つた。⁽¹⁴⁾

千代姫の避災屋敷はすでに四谷内藤宿に抱屋敷を用意しており、また千代姫自身も赤坂下屋敷を有していたが、寛文八年には二月一日に大火があつてから不審火が相次ぎ、翌二日に四谷堀端屋敷、四日に赤坂下屋敷が焼失した。⁽¹⁵⁾ さらに八日には市谷屋敷の的場で附火道具が発見されて、義行に勤仕する目付の使用人のものと発覚した。この状況を受けて光友は市谷屋敷周辺の巡視を開始、強化するとともに、火災に備えて千代姫の新たな避難先の獲得に動いたのであつた。⁽¹⁶⁾ 獲得後は殿舎整備を急ぎ、翌寛文九年（一六六九）には完成をみたもようである。⁽¹⁷⁾

さらに寛文二年（一六七二）一月一八日、光友は戸山抱屋敷の北から西に接した八万五、〇一八坪を下屋敷として拝領し、抱屋敷の一部も取り込んで自ら設計して大庭園を築造する。次ぐ延宝元（一六七三）七九にはその周囲の土地も買得や相対替により獲得していく、これらす

べてが一帯に「山御屋敷」と呼称されるようになり、戸山屋敷は広大な庭園を擁した別邸の機能を兼ねることとなつた。⁽²⁰⁾

戸山下屋敷の拝領は千代姫の病氣療養を理由に光友が幕府へ添地を願い実現したもので、専ら光友・千代姫とその子息らの保養のために利用された。特に光友は寛文一二年（一六七二）に病を得て、翌延宝元年から折々訪れるようになり、数ヶ月の逗留もしばしばであつた。⁽²²⁾ 延宝七年までの光友の在府年に諸施設の建造が進んでおり、保養の傍らで作庭や作事を続け、そのころに屋敷と庭園の整備を概ね完了した様子が窺える。⁽²³⁾

以上のように、麴町屋敷は世子綱誠の成長・婚姻をきっかけに中屋敷に戸山屋敷は不審火の横行を背景に避災屋敷として新たに獲得され、さらに藩主光友らの健康問題から別邸の機能も備えられて下屋敷に、それぞれ機能的に位置づけられた。こうして市谷上屋敷、木挽町築地蔵屋敷と合せて一七世紀後半、尾張藩江戸屋敷の機能的秩序は形成されたのである。

（四）屋敷地の獲得・仕分けと集約

表1によれば戸山下屋敷の拝領後、八ヶ所の屋敷地を獲得した。それぞれの経緯は、千駄ヶ谷は綱誠が買得し、四谷追分は義行の屋敷として拝領したが扣屋敷との引き替えによって尾張藩が所有することになった（後述）。⁽²⁵⁾

川田久保は四代藩主吉通が相対替により光友一〇男友著のために獲得してその拝領屋敷とし、四谷大久保は尾張藩の拝領屋敷を綱誠二〇男通春のそれに転換したものだつたが、前者は友著次代友相が義行を祖とする分家四谷家を、後者は通春が尾張家を、それぞれ相続することになり再び尾張藩の所有に帰した。⁽²⁶⁾ 大久保稻垣・高田は義昌を祖とする分家大久保家の抱屋

敷だつたが、その二代義真が没し絶家したため尾張藩の所有となつた。⁽²⁷⁾牛込原町末は藩の年寄（一般の家老）鈴木重長の抱屋敷を綱誠一九男通温の居所とするため買得し⁽²⁸⁾、大久保西もまた付家老竹腰家の抱屋敷を取得したものとみられる。⁽²⁹⁾

このように八ヶ所のうち五ヶ所は分家屋敷が結果的に尾張藩の所有となつたものだつたが、指摘したいのはそれらの多くがある地域に集中していること、すなわち図1「尾張藩江戸屋敷の位置（18世紀半ば）」にみるとおり、川田久保（図1中H、以下本節では図番号を略す）・四谷大久保（I）・牛込原町末（J）・大久保稻垣（K）・大久保西（M）は、市谷（C）・戸山（F）・四谷内藤宿（E）の各屋敷を結んだ線の内側に所在するのである。

屋敷地の獲得に関して、光友の注目すべき言行がある。寛文一〇年（一六七〇）一〇月一四日、光友は義行と義昌の屋敷地拝領の出願を命じた。これは翌春に義昌の婚姻が決定したため、その際、とりあえず土地を見立てて願い出、拝領が決定したのち最寄りのよい所と相対替するよう、光友は指示したのである。⁽³⁰⁾そして一〇月二五日、願いどおり義行は四谷追分、

義昌は角筈の屋敷地拝領が決まり、間もない一月二十九日には義昌の角筈屋敷と旗本水野兵部屋敷の相対替が成立し、獲得したのは戸山屋敷と道を隔てた南向いの大久保屋敷（●）であつた。⁽³¹⁾一方義行の四谷追分屋敷（G）もその婚姻決定により延宝元年六月二三日、尾張藩の市谷本村扣屋敷との引き替い（▲）であつた。⁽³²⁾最寄りとはすぐ近くで便利なところの意であり、つまり光友のいう最寄りのよい所とは市谷屋敷と戸山屋敷の間だったと理解される。

そして吉通も宝永二年（一七〇五）、四谷追分屋敷（G）の一部を手放す相対替により川田久保屋敷（H）を獲得し⁽³³⁾、同七年（一七一〇）には木挽町築地蔵

屋敷（D）が一部上地されて高田馬場（◆）に代地を下賜されたが、正徳三年（一七一三）、これを代替に相対替で四谷大久保屋敷（I）を得ており、光友同様の方法で最寄りのよい所を求めた。また尾張藩の年寄らは多く抱屋敷を所有したが、そのうちで牛込原町末（J）と大久保西（M）は市谷・戸山屋敷（C・F）間に所在したことから藩のものとされたとみられる。

さらに既存の屋敷については、四谷内藤宿屋敷（E）は戸山屋敷獲得により千代姫の避災屋敷としての機能を失い一時は綱誠家臣の長屋地となつたが、元禄七～宝永三年（一六九四～一七〇六）には友著の、宝永一～享保九年（一七〇五～一四）には吉通生母本寿院の居所として利用された。⁽³⁴⁾その一方で千駄ヶ谷屋敷は早々に売却され、高田屋敷（L）も時期は不明だが手放されたもよう⁽³⁵⁾、また四谷追分（G）の一部と高田馬場（◆）はすべて、既述のとおり相対替の引当地として放出された。つまり最寄りのよい所は自らの屋敷に用い、その他は手放すかよい所を得るための引当地としたのである。

すなわち尾張藩は形成された機能的秩序に基づき、一八世紀前半、それとの関係性、具体的には市谷・戸山屋敷の最寄りか否かによつて獲得と仕分けを行い、江戸屋敷総体を構成していくと指摘される。こうして一八世紀半ばまでに、市谷・戸山・四谷内藤宿屋敷の内側の地域へと屋敷地の多くが集約されることになった。

二 機能的秩序の確立

（一）市谷上屋敷添地の拝領



図1 尾張藩江戸屋敷の位置(18世紀半ば)

・アルファベットは表1に対応する。その他記号は本文参照のこと
・『日本都市史入門 I 空間』P.180所収「江戸の藩邸」をもとに加工して作成

が困難であるとして、幕府にその添地を出願した。そしてこれが許可され
て一二月九日、市谷上屋敷の西側地続きを拝領し、代替に四谷堀端屋敷(図
1中B)の一部と四谷大久保屋敷(同I)、計二万四、八〇四坪を返上する
ことになった。⁽³⁸⁾

添地は出雲国広瀬藩松平家の上屋敷、幕臣四二家の拝領屋敷、与力・同
心組屋敷二ヶ所、幕臣拝領町屋敷・町並屋敷各二ヶ所を移転させて調製さ
れた二万四、七四二坪で、これほど大規模な異動を伴う広大な拝領屋敷の
下賜はこの時期には異例で、しかも拝領地と同坪の代地を返上する原則
(元坪通り)に一応則つてはいたものの、添地は一間を六尺五寸とする京
間、一方返上地は一間を六尺とする田舎間で丈量する、これまた異例の措
置により、添地のほうが四、二〇〇坪多いという優遇ぶりであつた。⁽³⁹⁾ 翌明
和五年(一七六八)三月二七日、治休と一〇代将軍徳川家治息女万寿姫との
婚姻が決定しており、それがこのような異例尽くめの添地拝領を実現させ
た要因と推定される。將軍息女を迎えるにあたつては、その住まいとなる
御守殿を上屋敷に造営せねばならず、したがつて市谷屋敷に治休の御殿と
万寿姫の御守殿を建造することになると、もはや宗睦の御殿を設ける余地
はなかつたからである。

そうした場合、宗睦には麴町屋敷に移る手段もあつた。⁽⁴⁰⁾ しかし敢えて治
休との同居を望んだとみられる。宗睦の父、八代藩主宗勝は財政難から一
家同居による儉約に努め、市谷屋敷の御殿は一〇名前後もが居住する過密
状態で、世子宗睦が婚姻して子息を儲けると結局手狭で同居が困難となり、
宗睦は妻子とともに麴町屋敷へ移居して日々市谷屋敷に通うことを余儀な
くされた経験があつた。⁽⁴¹⁾ そしてその治世もまた非常な財政難から家政向き
の経費節減に努めねばならず、こうした背景により宗睦は治休との同居を

切望して市谷屋敷の拡張を志向し、万寿姫入輿の機をとらえてそれを幕府
に要求し実現させたと考えられる。

ただし万寿姫は入輿することなく、安永二年(一七七三)二月二〇日に没
し、治休も同年六月一四日に死去した。⁽⁴³⁾ このため市谷屋敷にそれらの殿舎
は設けられず、次いで世子となつた宗睦二男治興も安永五年(一七七六)七
月一〇日に没し、翌安永六年(一七七七)正月一五日、分家四谷家より宗睦
弟義敏の長子義柄が養子に入り治行と名乗つた。⁽⁴⁴⁾

(二) 市谷上屋敷への諸機能集中

安永七年(一七七八)四月六日、宗睦は市谷屋敷内に別御殿を建てて世子
治行の住居とし、婚礼を整えるよう指示した。⁽⁴⁵⁾ その御殿は西側添地に完成
して御部屋御殿と称され、同年一二月一五日に治行が移居し、安永九年
(一七八〇)四月一日には紀州藩主徳川宗将息女従姫も入輿して世子夫妻
の住居となつた。⁽⁴⁶⁾ しかし早くも同年一〇月四日、宗睦より同居が命じられ
て兩人とも本殿に移つたため、御部屋御殿は空屋となり西御殿と改称され
た。⁽⁴⁷⁾

天明六年(一七八六)一二月一一日、市谷上屋敷は長局の失火により本殿
を焼失した。在府中であった藩主宗睦は、本来なら麴町屋敷へ移居すべき
ところだつたが大破のためかなわず、市谷上屋敷西御殿に当分住居するこ
ととなつた。⁽⁴⁸⁾ 翌天明七年(一七八七)二月一五日にはその内に宗睦の御座所も
出来して、寛政六年(一七九四)一二月一一日、再建された本殿へ正式に移
徒するまでの八年間、臨時の居屋敷とされた。⁽⁴⁹⁾

変えて継続された。⁽⁵⁰⁾ すなわち宗睦は庭園の散策途中や、就寝のためにここをしばしば訪れて保養・静養の場としたのである。寛政七年(一七九五)七月からは施設や警備などの体制も整えられ、また旧来本殿西側に展開していた庭園は添地によつてさらに西側へ拡張していったが、これも後年「樂々園」と命名される池泉回遊式庭園に整備された。

以上のように市谷上屋敷の西側添地には、拝領から一年を経て漸く御殿が建造され、世子屋敷、また罹災時の避難先から臨時の藩主居屋敷、さらには庭園を擁した保養用の別邸と、さまざまな用途に用いられた。これらの機能は從来、麴町屋敷と戸山屋敷が分担してきたものであつたが、西側添地の獲得によつて市谷上屋敷がそれに対応するようになつた、つまり中屋敷・下屋敷の機能をも兼ね備え、市谷上屋敷に江戸屋敷の主要な機能が集中することになつたのである。

(三) 麴町・戸山屋敷の機能とその変容

麹町屋敷⁽⁵¹⁾は、綱誠の三代藩主就任による市谷上屋敷移居後も、元禄二年(一六九八)には五代将軍綱吉の御成に、享保一〇年(一七二五)と延享三年(一七四六)の市谷上屋敷焼失時には藩主居屋敷として、また折々に世子や前藩主家族の住居に利用されたが、明和四年を最後にそれが途絶えており、天明六年には御殿が大破におよんでいたものとみられる。こののち御殿は取り壊されたもようで明地となつていたところ、文化四年(一八〇七)八月一七日、その畑地化が計画される。これは御小納戸役が明地を長屋住まいの藩士に貸与して耕作させ、年貢金を取り立てて藩主の個人財産である御小納戸金に収納しようというもので、翌文化五年(一八〇八)五月、藩

に出入りしていた農民の中村甚右衛門に金一〇両を貸し付けて御殿跡二、〇〇〇坪の起畠と作付けを請け負わせ、文化一二年(一八一五)三月、これを引き揚げて藩士の手作り地とした。こうして御小納戸役による計画は実現し、麹町屋敷には二度と御殿が建造されることなく、その跡地は幕末まで畠地に利用された。

戸山屋敷⁽⁵²⁾は、光友没後は専ら罹災時の避難屋敷に用いられて、庭園は積極的には維持されることなく建造物等も多くが失われたが、宗睦によつて再整備が進められ、遊びや仕掛けを随所に盛り込んだ池泉回遊式庭園、戸山荘として再生された。天明八年(一七八八)には儒者細井平洲に庭園の名勝、「戸山荘二十五景」を選定させており、そのころには整備を完了したもようで、寛政五年(一七九三)、一代将軍徳川家斉が訪れるとその名声が高まり、諸大名ほか多くが來訪した。享和三年(一八〇三)、類火により庭園施設の多くを焼失したが、文化九年(一八一二)頃より復興に掛ると同時に途絶えていた來訪者も將軍家斉を始めとして大勢訪れるようになり、戸山屋敷は接客用の別邸としての機能を非常に強めた。この一方で罹災時の避難屋敷としては、天明六年の上屋敷焼失時にも全く利用されておらず、機能が低下していた様子が窺える。御殿は書院が「余慶堂」と命名され回遊経路に組み込まれて庭園に従属した施設へと転化し、奥女中の住まいである長局も最終的には消滅しており、罹災時の利用には不備なものとなつていた。ただし敷地東から南東側の長屋地が一八世紀半ば、従来の御殿地の一部を取り込み、また道を隔てた南側の所有地を地続きとするなど積極的な拡張策が採られ、戸山屋敷は新たに家臣居住地としての機能の比重を増していた。

を上屋敷が兼ねるところにあつたが、みてきたように麴町屋敷と戸山屋敷が分担する機能を次第に低下させていたことも、それら機能の市谷上屋敷への移行を促した一因にあつたと考えられる。そしてこれがまた麴町屋敷と戸山屋敷の機能の変容を進行させたのである。こうして中・下屋敷の機能をも上屋敷が備えるという、尾張藩江戸屋敷の機能的秩序が確立した。

三 機能的秩序の展開

(一) 市谷上屋敷周辺の獲得と集約

表2「尾張藩江戸屋敷一覧(安政2年)」は幕府屋敷改が大名・幕臣の屋敷地を家ごとに書き上げて作成した「諸向地面取調書」のうち尾張藩の項をまとめたものである。⁽⁵³⁾まずこれによれば屋敷地数は安政2年(一八五五)当時、拝領屋敷三〇、抱屋敷・抱地八、借地三、その他二の計四三筆にのぼっている。表1にみる一八世紀後半の数から増大しており、つまりそれから一九世紀半ばまでの間に尾張藩は非常に積極的に屋敷地を獲得していくことが判明する。

次にその獲得方法についてみる。表3「尾張藩相対替一覧(18世紀以降)」に一八世紀以降の尾張藩の相対替を管見の限りまとめた。この表から表2の拝領屋敷三〇筆のうち少なくとも一九筆が一八世紀後半以降、相対替で獲得されたものと判明し(表2の「獲得方法／備考」欄参照)、この時期の尾張藩による積極的な屋敷地獲得行動が改めて確認されるが、注目したいのは表3のうちNo.4・5の二件は四谷追分屋敷を、No.6～28の二三件はすべ

て四谷内藤宿下屋敷を切坪して獲得されたことである。特に四谷内藤宿屋敷は元来抱屋敷だったが、藩主宗睦が幕府に拝領屋敷への振替を願い寛政10年(一七九八)九月二七日、許可されて拝領下屋敷となつた。⁽⁵⁴⁾これを引当地とした相対替はこの翌年から始まり、以降専らその用地とされていることから、振替は明らかに拝領屋敷地どうしを交換する相対替による屋敷地獲得の推進を前提としたものとみられる。

さらに四谷追分と四谷内藤宿を引当地とした相対替、表3 No.4～28で獲得した屋敷地は地名に市谷・四谷を冠したものが多く、したがつてその目的は両地域における屋敷地獲得にあつたことが窺える。図2「尾張藩江戸

屋敷の位置(安政2年)」に表2に記載された屋敷地の所在を確定できる限りで比定したところ、表2③～⑯・⑯・⑰・⑲・⑳の14筆は表3 No.4～6・8～10・12・14～18・22～24・26～28の相対替で獲得した屋敷地だが、市谷上屋敷を取り囲むように分布しており、また表2⑯の一部は四谷追分を、同⑥の一部と⑮は四谷内藤宿を、それぞれ代地に幕府より拝領した屋敷地で、これらも同様に市谷上屋敷廻りであった。

ここで想起されるのが機能的秩序形成後の仕分けによる屋敷地の獲得と集約である。四谷追分はすでにいわば相対替の引当地として機能しており、四谷内藤宿はこれと隣接して主に畠地と樹林になつていた。⁽⁵⁵⁾四谷大久保屋敷(図1中I)と四谷堀端屋敷(図1中B・図2中⑳)の一部は明和四年、市谷上屋敷添地獲得の代替に手放して市谷・戸山屋敷間への集約は進んでおり、さらに四谷追分および四谷内藤宿屋敷を仕分けて、新たに市谷上屋敷周辺への集約が加えて進行したということである。

表2 尾張藩江戸屋敷一覧(安政2年)

No.	屋敷種別	屋敷名称	坪数 (坪.合勾)	獲得方法(獲得年、数字のみは表3No.)／備考
①	上屋敷	市ヶ谷	75,205.30	拝領(明暦2・3・明和4)
②	抱屋敷	市ヶ谷	5,939.00	買得(寛文3・6)／市谷上屋敷地続に付囲込
③	拝領屋敷	市ヶ谷左内坂	194.00	相対替(6)／市谷上屋敷馬建所
④	拝領屋敷	牛込逢坂	388 余	相対替(18)
⑤	拝領下屋敷	市ヶ谷加賀屋敷土取場	160.00	相対替(27)・上地(弘化3)
⑥	拝領屋敷	市ヶ谷加賀屋敷	2,475 余	相対替(3,8,9,12,24,30)・拝領(文政4)
⑦	拝領屋敷	市ヶ谷薬王寺前	1,260.00	相対替(10)
⑧	拝領下屋敷	市ヶ谷川田ヶ窪	400.00	相対替(28)
⑨	拝領屋敷	川田ヶ窪	300 余	相対替(14)
⑩	拝領屋敷	川田ヶ窪	7,700.00	相対替(1)
⑪	拝領屋敷	大久保入口	500.00	相対替(23)
⑫	拝領下屋敷	市ヶ谷新本村	360 余	相対替(26)
⑬	拝領屋敷	市ヶ谷本村	1,320.00	相対替(4,5)／拝領(寛政7)
⑭	拝領屋敷	四ッ谷御門外御堀端石原定五郎上地	500.00	拝領(弘化3)／市谷本村拝領屋敷地続に付一囲
⑮	拝領屋敷	市ヶ谷田町四丁目	719 余	拝領(文政5)／火除地
⑯	拝借地	市ヶ谷	480.00	借地(不詳)
⑰	拝領屋敷	市ヶ谷田町御堀端	176.00	不詳
⑱	拝領屋敷	四ッ谷北伊賀町	456 余	相対替(16)
⑲	拝領屋敷	四ッ谷伝馬町	169 余	相対替(15)
⑳	道式地	四谷坂町	229.50	不詳
㉑	拝領添屋敷	表六番町大手通	500.00	相対替(22)
㉒	拝領中屋敷	四ッ谷御堀端	1,417 余	拝領(寛永14?)
㉓	拝領屋敷	四ッ谷仲町	916 余	不詳
㉔	拝領屋敷	麴町拾町目	17,870.40	拝領(寛永14)
㉕	拝領下屋敷	和田戸山	85,018.00	拝領(寛文11)
㉖	抱屋敷	和田戸山	51,263.50	買得(寛文8・9,延宝1・3・5・7,元禄8,寛延1)／戸山下屋敷地続に付囲込
㉗	抱屋敷	牛込原町末	1,559.00	買得(享保12)／戸山抱屋敷地続に付一囲
㉘	拝領屋敷	大久保袋町	3,214.00	相対替(13)
㉙	抱屋敷	大久保村	1,600.00	買得(不詳)／大久保西屋敷,簾中(慶恕室矩姫)所持(嘉永3~)
㉚	抱屋敷	西大久保村	1,732 余	買得(文政11,天保10)／貞慎院(齊荘室猶姫)所持(天保13~)
㉛	抱屋敷	大久保村	3,337 余	買得(文政11,天保10)／簾中(慶恕室矩姫)所持(嘉永3~)
㉜	拝領下屋敷	四谷内藤宿	5,933 余	買得(寛文8以前)・拝領(寛政10)
㉝	抱地	大久保村	1,411.03	買得(文政10)
㉞	拝借地	四谷山下弥太郎上り地ヤシキ	500 余	借地(天保14)／四谷内藤宿下屋敷地続に付一囲
㉟	拝借地	四谷内藤宿能勢大内蔵上ヶ地	50.00	借地(天保14)／四谷内藤宿下屋敷地続に付一囲
㉟	拝領屋敷	四谷三光院稻荷脇	400 余	相対替(30)
㉟	拝領中屋敷	麻布飯倉横町	849.00	相対替(29)／天徳寺へ貸置
㉟	拝領屋敷	青山権田原	1,975.00	相対替(7)／年寄渡辺半蔵へ貸置
㉟	拝領蔵屋敷	木挽町築地	28,465.00	拝領(明暦3)
㉟	拝領屋敷	蠣殻町	967 余	相対替(19)
㉟	拝領下屋敷	深川元加賀町	2,010.00	相対替(25)
㉟	永預地	深川元加賀町	305.00	預り(天保5)
㉟	抱屋敷	亀戸村飛地深川蛤町	831.00	買得(不詳)
43筆坪数総計			311,053.73	

※「諸向地面取調書」(国立公文書館内閣文庫所蔵)より作成

※屋敷名称は史料のまとし、それぞれに便宜上丸番号を付した

※屋敷の記載順は近接地域でまとめたため、原史料の順序とは異なっている

※四谷追分・四谷内藤宿屋敷を代地や引当地に獲得したものは屋敷名称をゴシック体とした

表3 尾張藩相対替一覧(18世紀以降)

No.	年月日	所有者・屋敷種別	場所・坪数	獲得者
1	宝永2年 月日不詳	本多因幡守拝領下屋敷	川田久保7,700坪	尾張(吉通)
		尾張(吉通)下屋敷	四谷追分10,308坪の内5,000坪	本多因幡守
2	正徳3年 5月6日	大草内記拝領下屋敷	四谷大久保20,883坪余	尾張(吉通)
		尾張(吉通)拝領屋敷	高田馬場7,000坪	大草内記(高則)
3	宝暦8年 1月21日	多田轍負拝領屋敷	市谷加賀屋敷550坪	尾張(宗勝)
		尾張(宗勝)屋敷	四谷大久保の内550坪	多田轍負(頬顕)
4	寛政5年 12月28日	小普請組南部主税支配 河野長之助拝領屋敷	市谷本村720坪余	尾張(宗睦)
		尾張(宗睦)下屋敷	四谷追分1,524坪の内720坪	船橋宗廸
		番医師 船橋宗廸拝領屋敷	飯田町式合半坂下890坪の内560坪	河野長之助(通顯)
5	寛政6年 12月22日	小普請組石河壱岐守支配 瀬名才次郎拝領屋敷	市谷本村600坪	尾張(宗睦)
		尾張(宗睦)下屋敷	四谷追分804坪の内600坪	瀬名才次郎(貞宣)
6	寛政11年 3月28日	書院番頭 安藤伊予守拝領屋敷	市谷左内坂9,479坪余の内194坪	尾張(宗睦)
		尾張(宗睦)下屋敷	四谷内藤宿15,515坪の内194坪	安藤伊予守(直之)
7	文化元年 5月2日	使番 倉橋内匠拝領下屋敷	青山権田原1,975坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)下屋敷	四谷内藤宿15,321坪の内1,975坪	倉橋内匠(久通)
8	文化2年 3月5日	小普請組久貝忠左衛門支配 三橋左太郎拝領屋敷	市谷加賀屋敷417坪の内300坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)拝領下屋敷	四谷内藤宿13,346坪の内300坪	三橋左太郎(正春)
9	文化12年 4月6日	小普請組堀田主税支配 三橋岩吉拝領屋敷	市谷加賀屋敷117坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)拝領下屋敷	四谷内藤宿13,046坪の内117坪	三橋岩吉
10	文政4年 4月14日	小普請組内藤十次郎支配 能勢主水拝領屋敷	白金今里村303坪	大村上総介
		大村上総介拝領下屋敷	市谷薬王寺前1,260坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)下屋敷	四谷内藤宿12,929坪の内400坪	能勢主水
11	文政4年 6月28日	西丸小性組米津内蔵頭組 倉橋惣三郎拝領屋敷	四谷内藤宿1,975坪の内1,150坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)下屋敷	四谷内藤宿12,529坪の内1,150坪	倉橋惣三郎
12	文政4年 7月12日	小普請組服部伊賀守支配 松平四郎右衛門拝領屋敷	新道壱番町400坪	服部轍負
		西丸納戸組頭 服部轍負拝領屋敷	飯田町中坂上500坪余	長塙長五郎
		西丸小性組堀田河内守組 長塙長五郎拝領屋敷	市谷加賀屋敷506坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)下屋敷	四谷内藤宿12,529坪余の内506坪	松平四郎右衛門
13	文政4年 12月28日	火消役 安藤彦四郎下屋敷	大久保袋町3,214坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)下屋敷	四谷内藤宿11,109坪の内1,000坪	安藤彦四郎
14	文政5年 11月22日	小普請組牧野内匠頭支配 境野八郎右衛門拝領屋敷	川田久保300坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)下屋敷	四谷内藤宿9,390坪余の内200坪	境野八郎右衛門
15	文政9年 6月25日	評定所書役 遠藤清右衛門拝領屋敷	四谷伝馬町169坪	尾張(齊朝)
		尾張(齊朝)屋敷	四谷内藤宿9,191坪余の内100坪	遠藤清右衛門
16	文政10年 12月23日	鍵奉行 能勢市十郎拝領屋敷	四谷北伊賀町1,314坪余の内456坪余	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿9,091坪余の内150坪	能勢市十郎
17	文政11年 7月29日	大番八木丹波守組 近藤宗左衛門拝領屋敷	四谷御堀端225坪	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿8,941坪余の内160坪	近藤宗左衛門
18	文政12年 9月7日	新番高橋駿河守組 永嶋長兵衛拝領屋敷	牛込逢坂388坪余	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿8,781坪余の内300坪	永嶋長兵衛

表3 つづき

No.	年月日	所有者・屋敷種別	場所・坪数	獲得者
19	文政12年 11月29日	安藤対馬守拝領中屋敷	蠣殻町4,204坪余の内967坪余	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿8,481坪余の内300坪	安藤対馬守(信由)
20	文政13年 6月9日	山下長右衛門拝領屋敷	場所・坪数不明	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿8,181坪余の内500坪	山下長右衛門
21	天保2年 12月29日	乙幡勘之丞屋敷	四谷内藤宿の内73坪余	尾張(齊温)
		尾張(齊温)屋敷	四谷内藤宿の内73坪余	乙幡勘之丞
22	天保3年 11月5日	天野麦右衛門拝領屋敷	表六番町通500坪	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿7,681坪余の内400坪	天野麦右衛門
23	天保4年 5月14日	川井彦次郎拝領屋敷	川田久保500坪	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿7,281坪余の内300坪余	川井彦次郎
24	天保4年 12月12日	芝山権左衛門屋敷	市谷加賀屋敷450坪の内290坪	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿6,981坪余の内190坪	芝山権左衛門
25	天保5年 8月29日	阿部山城守下屋敷	深川元加賀町2,010坪	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿6,791坪余の内508坪余	阿部山城守
26	天保9年 7月13日	小普請組後藤佐渡守支配 大久保治郎左衛門拝領屋敷	市谷新本村谷町上760坪の内360坪余	尾張(齊温)
		尾張(齊温)下屋敷	四谷内藤宿6,283坪余の内100坪	大久保治郎左衛門
27	天保12年 11月29日	寄合 春日信吉郎拝領屋敷	市谷加賀屋敷土取場660坪	尾張(齊莊)
		小普請組小野左太夫支配 日下数馬拝領屋敷	南本所三之橋通400坪	春日信吉郎
		小普請組河内采女正支配 能勢大内藏拝領屋敷	大塚青柳町440坪余の内100坪余	
			同所 の内289坪余	榎原順之丞
			同所 の内50坪	日下数馬
28	天保15年 4月12日	小普請組大島甲斐守支配 榎原順之丞拝領屋敷	駿河台鈴木町280坪余	
		尾張(齊莊)下屋敷	四谷内藤宿6,183坪余の内50坪	能勢大内藏
29	天保15年	小普請組戸川因幡守支配 三浦銀太郎拝領屋敷	市谷川田ヶ窪400坪	尾張(齊莊)
		尾張(齊莊)下屋敷	四谷内藤宿6,133坪余の内200坪余	稻葉兵部少輔(正巳)
		稻葉兵部少輔拝領下屋敷	芝宇田川町100坪	柳生但馬守(俊章)
		柳生但馬守拝領中屋敷	四谷塙町三町目横町457坪	三浦銀太郎
30	嘉永4年 12月24～28日	天徳寺下屋敷	麻布飯倉横町・坪数不明	尾張(慶臧)
		尾張(慶臧)拝領中屋敷	四谷堀端・坪数不明	天徳寺
31	安政3年 10月13日	菅沼又五郎拝領屋敷	四谷内藤宿(三光院稻荷脇400坪)	尾張(慶恕)
		尾張(慶恕)拝領屋敷	市谷加賀屋敷212坪余	菅沼又五郎
32	安政6年 12月29日	松平佐渡守拝領下屋敷	大久保新田4,596坪の内300坪	尾張(慶恕)
		尾張(慶恕)拝領屋敷	四谷堀端1,355坪の内782坪	松平佐渡守(直巳)
		小普請組奥田主馬支配 本多彦太郎拝領屋敷	四谷裏番士町300坪余	尾張(茂徳)
		尾張(茂徳)屋敷	飯倉横町633坪余の内400坪余	那須喜兵衛
		豊奉行 那須喜兵衛拝領屋敷	麻布笄橋200坪、外預地45坪余	本多彦太郎

※「相対替御書附書抜」・「相対替屋敷絵図」・「被下屋敷相対替切坪絵図書抜」(以上、国立国会図書館所蔵)、「江戸御屋鋪便覧」・「御家御統帳 中」・「同 下」(以上、徳川林政史研究所所蔵)・「直諒系譜」(島根県立図書館所蔵)より作成



(二) 市谷上屋敷周辺獲得の契機

市谷上屋敷周囲の屋敷地獲得は、表2・3から宗睦、齊朝、齊温、齊莊の藩主四代にわたって行われたことが看取されるが、その契機となつたのは一代将軍徳川家斉息女淑姫の入輿であつたと考えられる。淑姫は寛政二年（一七九〇）八月二八日、宗睦の嫡孫五郎太との縁組が決定し、同五年（一七九三）六月三日に結納を済ませたが、翌寛政六年（一七九四）九月二日に五郎太の病状悪化から離縁となつた。⁽⁵⁶⁾その後、寛政八年（一七九六）二月五日に御三卿一橋斉朝との縁組が成立し、同一〇年四月一三日、齊朝が宗睦の養子となつたことから淑姫もこれにしたがい、寛政一年（一七九九）一月一五日、婚姻と同時に市谷上屋敷本殿に設けられた御守殿に入輿した。

以上を踏まえて表3をみると、まず相対替による市谷上屋敷周辺の獲得が行われるようになるのが淑姫と五郎太が結納を交わしたのと同じ寛政五年で、離縁となつた寛政六年から一時中断する。なお表3 No.5は出願が離縁以前だつたとみられる。そして寛政一〇年、斉朝養子入りに伴う淑姫入輿決定から約五ヶ月後に四谷内藤宿抱屋敷の拝領屋敷への振替願が受理されて、その翌年、入輿と同じ寛政一一年からこれを用いて相対替が再開した。このように獲得行動は、淑姫の動静と明らかに関連しているのである。つまり入輿に伴い必要となつてくる土地があり、それを相対替により市谷上屋敷廻りに獲得していくと理解される。例えば表3 No.6の獲得地は表2から馬建所になつたことが判明するが、これは位置からして御守殿訪問客のために設けられたものとみられる。また将軍息女には入輿の際、公儀付人として江戸城大奥女中とともに幕臣が附属され、淑姫には用人以下医

師や同朋、台所人、侍、書役、小人から輿昇に至るまで五七名が伴い、その屋敷を手当てる必要があつた可能性も考えられる。⁽⁵⁸⁾幕府が四谷内藤宿抱屋敷の拝領屋敷への振替を許可し、さらに幕府は拝領後三年以内の相対替を禁じていたが、にも関わらず翌年のそれを許したのは淑姫に関わる土地の獲得だつたからだとすれば納得される。そして市谷上屋敷廻りに屋敷地を獲得することになつたのは、淑姫の御守殿に最寄りのよい所を求めたためとみられる。⁽⁶⁰⁾

(三) 市谷上屋敷の空間的拡張

市谷上屋敷廻りの屋敷地獲得は文化一四年（一八一七）五月二九日の淑姫没後も継続した。これはその後も将軍家斉の子息が養子入りしたためと考えられる。一代斉温は家斉一九男で文政五年（一八二二）六月一三日、嗣子のなかつた斉朝の養子となり、その致仕を受けて同一〇年（一八二七）八月一五日、藩主に就任した。⁽⁶¹⁾一二代斎莊は家斉一二男で御三卿田安家を継いだが、斉温の死を受けて妻子とともに尾張家に養子入りし、天保一〇年（一八三九）三月二六日に藩主となつた。⁽⁶²⁾

表3によれば斉温が養子に入る前年と同年、文政四～五年（一八一～二）二二）にはNo.10～14の五件もの相対替が行われており、淑姫入輿時と同様の状況がみられる。斎莊にそれがないのは急養子のためである。指摘したいのは淑姫生前のNo.9までは引当地と獲得地の坪数が一致しているが、No.10～28はNo.11・12・21と獲得地不明のNo.20を除き、引当地より獲得地の坪数が大きい、つまり市谷上屋敷周囲の獲得と同時に屋敷地の拡張が図られているのである。

その目的は家臣の長屋不足解消にあつたと考えられる。文政期（一八一八～三〇）には表2⑩の川田久保屋敷の西隣、旗本本多家下屋敷（図2中※）

一、八三二坪を借地のうえ少なくとも二棟、また文化～天保期（一八〇四～四四）に戸山屋敷南東部の長屋地に少なくとも四棟、それぞれ長屋が新築された。

この時期、新たに多くの長屋を必要とした最大の要因は斎温の市谷上屋敷移徙による同屋敷勤仕者の増加とみられ、さらに藩主斎朝が本殿を斎温に譲り自らは西側添地に新築した西御殿へ移つたことから、それはより多くなつたと推定される。⁶⁴⁾ そして斎温は数え年四歳で養子となつており、したがつて成長に連れて家臣が増加して長屋の必要戸数も確実に増えたとみられ、その用地も獲得しなければならなかつたと考えられる。

また斎温は一二年の在任中全く、斎莊も六年の在任で一度しか帰国しておらず、したがつてその間は江戸詰の家臣が恒常に多かつた。加えて当時の尾張藩の江戸詰には、一〇年を上限に家族を伴つて国許より江戸に着任する定詰と、二～三年平均で単身赴任する近年詰があり^{65) 66)}、一家で居住する定詰の増加は、長屋の戸数のみならず一戸のあたりの間口間数（必要坪数）の増加を招いたことは必至である。また年寄ら上級家臣の場合は棟割長屋ではなく、尾張藩の所有する屋敷地のうちに、ある範囲を貸与されて屋敷を構えて居住していたもよう⁶⁷⁾、これらも屋敷地の獲得・拡張の要因だつたとみられる。

市谷上屋敷の空間構造は、藩主とその家族らの住居を中心とした御殿や庭園の周囲を、家臣の住居である長屋が囲繞するというものであった。つまり市谷上屋敷廻りにおける屋敷地の積極的な獲得は、長屋部分を屋敷地外にまで及ぼして拡充し、その狭隘性を克服していくとした行動と理解される。こうして市谷上屋敷は周辺地域をも取り込んで空間的な拡がりを

（四）屋敷地獲得の新機軸と整備

持ち、その機能は一層向上したと考えられる。

図2によれば、市谷上屋敷周辺、および市谷・戸山屋敷間に集約した屋敷地群とは別に、戸山屋敷南西に屋敷地が集まつているようすが看取される。これは表2のうち③〇・③一の抱屋敷、③二の四谷内藤宿とこれに隣接する

③三～③六の計七筆だが、まず注目したいのは③〇の西大久保村と③一の大久保村の抱屋敷である。表2によれば所有者が簾中と貞慎院で、いずれも文政一年（一八二八）に獲得して天保一〇年に拡張された。安政二年当時の簾中とは一四代慶恕（のち慶勝）室矩姫、貞慎院とは没した斎莊の室で、文政一年とは前年に斎温に家督を譲つた斎朝が名古屋に帰国した年、天保一〇年とは前述の通り斎温が没して斎莊が藩主となつた年であった。そし

て嘉永四年（一八五二）の近江屋板「大久保戸山高田辺之図」に③〇は精林庵、③一は西光庵と記されており、うち③一は尼僧庵と確認され、③〇もその可能性が高い。つまりこれらは藩主代替わりに伴い職を失つた御殿女中（比丘尼）の居住用に買得した屋敷地だつたと推定される。また③二の四谷内藤宿下屋敷には文政元年（一八一八）の段階で淑姫に附属された江戸城大奥女中とみられる「公儀比丘尼」の住居があつた。⁶⁸⁾ 淑姫没後剃髪を許された女中は一六名を数え⁶⁹⁾、このうち数は不明だが尾張藩の屋敷に住まいを得た者がいたのである。さらになつて尾張藩が所有した大久保稻垣屋敷（図1中K・図2中★）は、「諸向地面取調書」作成当時は届出上、年寄渡辺半藏の抱屋敷となつていたため表2にはないが⁷⁰⁾、実質は尾張家簾中の所有で觀音庵という尼僧庵があつた。⁷¹⁾ そして戸山屋敷には従来、長屋地に比丘尼が集住す

る御比丘尼曲輪と呼ばれる一画があり、天保一〇年には比丘尼の増加で急遽長屋が建設されてその範囲が拡張したといい、斉朝・斉温・斉莊の時代、比丘尼の数が増加してその居住地を新たに求めたことも屋敷地数增加のひとつの中因で、この機能を持った屋敷地は戸山屋敷南方に集約されたのである。

また図2からはもうひとつ、沿岸部に新たな屋敷地を獲得したことが看取される。具体的には表2^⑩の蛎殻町、同^⑪・^⑫の深川元加賀町、同^⑬の深川蛤町の四筆で、このうち^⑩は藩専売制の役所である瀬戸物会所と藏物取扱所が設置されており、^⑪・^⑫・^⑬も場所柄から物資の流通に関連した施設を置くために獲得したものと推定される。旧來の木挽町築地蔵屋敷とは別に、藩の経済活動の拠点としての機能を持つ屋敷を沿岸部に新たに獲得する新機軸も打ち出されたことが理解される。^⑭

尾張藩による積極的な屋敷地獲得は、市谷上屋敷の機能向上に加え、さらに機能別に屋敷地を整備していくための行動であった。これにより四三筆という異例の数となり、総坪数も三一萬一、〇五三坪余にのぼつたが、それらを機能ごとに集約し充実を図ることで、尾張藩江戸屋敷の機能的秩序は展開したのである。^⑮

機能的秩序の形成・確立・展開は、いずれの場合も將軍息女に關わる動向が契機となっていた。戸山屋敷の買得と拝領、市谷上屋敷の添地拝領、そして四谷内藤宿抱屋敷の振替拝領は、それぞれ千代姫、万寿姫、淑姫との関わりで尾張藩が要望して幕府に許容されたが、通常ではあり得ない有利な条件で実現し、その後に機能的秩序は変化を來しており、明らかに将軍息女の存在を利用して、尾張藩は新たな秩序を勝ち得ていつたのである。

さらに尾張藩は獲得と仕分けによる積極的な集約で江戸屋敷総体を構成した。一八世紀後半までは主に市谷上屋敷と戸山下屋敷の間に、次ぐ一八世紀末から一九世紀前半にはこれに市谷上屋敷周辺を加えた。その目的は屋敷地の相互利便性を図るためにだが、一八世紀末以降はそれのみならず、屋敷地外を取り込んだ空間的な拡張により、市谷上屋敷の機能向上を図つたものと理解される。もはや屋敷地 자체の拡張が困難で採られた策と推察されるが、獲得地の数、獲得の方法、集約の度合いが並外れており、これも將軍家斉子女が淑姫、斉温、斉莊と三代続いたことが可能ならしめたものとみられ、それは表2にみるとおり、斉莊次代の慶臧以降の相対替の件数と内容からも一目瞭然である。

おわりに

本稿は一七世紀後半から一九世紀前半における、尾張藩江戸屋敷の機能的秩序の変遷と總体のあり方を検討してきた。

一七世紀半ば、機能的秩序は幕府の武家地政策の強制により、市谷に屋敷地を下賜されて上屋敷と定められたことに規定された、いわば与えられ

幕府との関係安定化後、尾張藩は将軍子女の受け皿としてそれを支える

ことがひとつ存在意義となつた。その住居のあり方は生命の存続に関わる重大事であり、したがつて幕府は屋敷地に関する受け入れ側の要望を容れざるを得ず、またそれには見返り的な意味も多分にあつたと考えられる。

尾張藩はこれを利用して、江戸屋敷の機能的秩序を与えられたものから自ら構築したものへとし、さらに最寄りに集約するという一貫した藩の論理に基づいて屋敷地を求め、その総体を構成していくことである。

註

- (1) これまでの筆者による尾張藩江戸屋敷についての論稿で本稿に関連するものは以下のとおりである(発行年順)。i 「尾張藩麴町邸の歴史的変遷」(紀尾井町六一八遺跡調査会編『千代田区尾張藩麴町邸』新日本製鐵株式会社他、一九九四年)、ii 「尾張藩市谷邸の歴史的変遷」(東京都埋蔵文化財センター編・発行『尾張藩上屋敷跡遺跡I』一九九六年)、iii 「市谷邸「添御殿」について」(東京都埋蔵文化財センター編・発行『尾張藩上屋敷跡遺跡II』一九九七年)、iv 「幕藩体制の形成過程と大名江戸藩邸—尾張藩を中心にして」(徳川林政史研究所『研究紀要』第三十四号、二〇〇〇年)、v 「尾張徳川家の江戸屋敷」(新宿歴史博物館編・発行『新宿歴史博物館平成一八年度特別展 德川御三家江戸屋敷発掘物語—尾張家への誘い』二〇〇六年)、vi 「尾張徳川家の江戸屋敷における空間構成の推移—長屋地を中心にして」(東京都埋蔵文化財センター編・発行『新宿区尾張徳川家下屋敷跡V—国立国際医療センター新棟整備第1期工事に伴う調査』二〇〇八年)、vii 「尾張徳川家の江戸屋敷—麹町邸の変遷と諸相—」(『土地の記憶をひらく—千代田学入門』上智大学公開学習センター、二〇〇八年)、viii 「尾張徳川家川田久保屋敷について」(ティケイトレード株式会社埋蔵文化財事業部編・発行『新宿区水野原遺跡II—連携融合施設(仮称)新築工事に伴う埋蔵文化財調査報告書』)学校法人東京女子医科大学・学校法人早稲田大学、二〇〇八年)。

(2) 前掲註(1)拙稿iv。

(3) 「御家御日記」(徳川林政史研究所所蔵)明暦二年三月七日・同三年五月一四日条および「江府・尾州・大坂 御屋敷吟味一卷」(徳川林政史研究所所蔵、以下「御屋敷吟味」と略す)のうち「八町堀御下屋敷」・「木挽町築地御藏屋敷」。

(4) 市谷屋敷拝領の経緯とその背景については、前掲註(1)拙稿iv、九八〇一〇一頁を参照。

(5) 鼠穴上屋敷については前掲註(1)拙稿iv、一〇一頁。また木挽町築地の造成は承応三年(一六五四)、旗本屋敷地の確保を目的に幕府が開始したと考えられ(拙稿「木挽町築地の土地利用—武家地から海軍用地へ」東京都埋蔵文化財センター編・発行『中央区築地五丁目遺跡』二〇一四年)、尾張藩の拝領地はこれと地続きだったが、「御屋敷吟味」の記述によれば海上を拝領して自ら築き立てた可能性も考えられる。

(6) このため元禄一年(一六九八)二月一日の千代姫の死没により翌元禄一二年(一六九九)二月二六日に上地された(『事蹟録』各同年月日条)。

(7) 幕府の企図とは尾張藩を市谷に、紀州藩を麹町に配置するというもので、これに基づき尾張藩麴町屋敷は市谷屋敷拝領の代替に上地されたと考えられる(前掲註(1)拙稿iv、一〇〇頁)。

(8) 「御家御日記」万治元年正月一〇日条。

(9) 同右、寛文五年三月二七日条。なお義昌は義行より年長であつたが妾腹のため三男とされて千代姫に養育された。

(10) 「事蹟録」(徳川林政史研究所所蔵)寛文六年八月五日条。

(11) 前掲註(1)拙稿iv、九六頁、「事蹟録」寛文元年閏八月日並不知条。なお麹町屋敷は中屋敷として拝領したことは「徳川実紀」等幕府史料から判明するが、再拝領に際して単に拝領屋敷となつたもようである。ただし後述のとおりの機能を有して明らかに中屋敷と位置づけられており、したがつて本稿では麹町屋敷を中屋敷として扱うこととする。

(12) 「事蹟録」寛文六年八月二一日・九月二七日、同七年九月二六日条。

(13) 同右、寛文八年六月二七日・九月一日条。

(14) 「柳營婦女伝系卷之九自証院殿」(『徳川諸家系譜』第一、続群書類從完成会、

一九九二年、所収、二〇四頁)。なお「事蹟録」寛文八年九月二日条は千代姫生母自証院の姉妹とする。

(15) 「事蹟録」寛文八年九月二日条。

(16) 「御屋敷吟味」のうち「四谷御下屋敷」および「事蹟録」寛文八年二月一・二・四日条。

(17) 「事蹟録」寛文八年二月八日条。

(18) 同右、寛文八年三月八日、八月二・六日条。

(19) 同右、寛文九年六月一〇日条。

(20) 戸山屋敷の土地異動の詳細については前掲註(1)拙稿^{vi}、三二四頁および第十八三回「戸山屋敷の取得過程とその位置」(三六〇頁)を参照。なお戸山屋敷は抱屋敷と拝領下屋敷からなるが、述べたとおり、機能的には明らかに両屋敷一帯に下屋敷と位置づけられており、したがって本稿では戸山抱・拝領屋敷を一帯に下屋敷として扱うこととする。

(21) 「御日記頭書」(名古屋市教育委員会編・発行『名古屋叢書』第五卷、一九六二年、所収寛文二年一月一八日条)。

(22) 「事蹟録」延宝元年五月二五日条以降、光友が致仕して戸山屋敷に隠居する元禄六年(一六九三)四月二五日までの「事蹟録」・「御家御日記」による。

(23) 「戸山御屋敷御取建以来伝聞之記」(名古屋市蓬左文庫所蔵)に基づき小寺武久氏が作成した主要施設の建設年代一覧(同著『尾張藩江戸下屋敷の謎』、中央公論社、一九八九年、二一〇二二頁)によれば、その多くが光友在府年と重なつてゐることから判断される。

(24) 「御屋敷吟味」のうち「千駄ヶ谷御屋敷」。

(25) 「事蹟録」寛文一〇年(一六七〇)一〇月二五日条、「尾張藩邸記」(東京都公文書館所蔵)のうち「四谷野屋敷」。

(26) 川田久保屋敷については「公辺御記録」(徳川林政史研究所所蔵)宝永二年(一七〇五)五月四日・同三年(一七〇六)一一月二三日・享保一七年(一七三二)六月一八日条、四谷大久保屋敷については「御屋敷吟味」のうち「四谷大久保御屋敷」、「公辺御記録」享保一五年(一七三〇)七月六日・同一年(一七三一)四月九日条。なお通春は七代藩主宗春である。

(27) 「御屋敷吟味」のうち「大久保稻垣御屋敷」・「高田御屋敷」、「公辺御記録」享保二四年(一七二九)六月八日条。なお大久保と本所の拝領屋敷は上地された。

(28) 「御屋敷吟味」のうち「原町老衆屋敷」。

(29) この屋敷は獲得の年代・経緯が不明で、「御屋敷吟味」のうち「大久保西御屋敷」によれば延享二年(一七四五)一〇月の幕府届出で尾張藩の所有となつており、表1の記載はこれに基いたが、「御府内場末往還其外沿革図書 拾九亨」のうち「大久保尾張殿戸山屋敷、牛込破損町、其外小屋敷并抱屋敷辺之部」(『地図で見る新宿区の移り変わり牛込編』新宿区教育委員会、一九八二年、所収)では延宝年中から寛延四年(延享元、一七五一)の絵図に竹腰家の無年貢抱屋敷として記載されていることから本文のように判断した。

(30) 「事蹟録」寛文一〇年一〇月一四日条。

(31) 同右、寛文一〇年一〇月二五日・一月二九日条、所在確認は寛文二年(一六七二)刊「新板江戸外絵図 小日向・牛込・四谷」(『古板江戸図集成』第二卷、中央公論美術出版、二〇〇一年、所収)による。

(32) 「事蹟録」延宝元年六月二三日条、所在確認は前掲註(29)「御府内場末往還其外沿革図書 拾九亨」のうち「市谷新本村・仲町辺之部」によるが、尾張藩が

市谷新本村扣屋敷を獲得した時期・方法は不詳で、前掲註(31)「新板江戸外絵図

小日向・牛込・四谷」によれば寛文二年当時は「安藤彦四郎クミ」・「竹コシビ

ンゴ」・「土ヤ忠次郎」の屋敷があつた。なお天和三年(一六八三)五月二十五日、義

行は市谷新本村屋敷を返上して尾張藩市谷新本村上屋敷南方の四谷伊賀町に屋敷地を拝領

し、以後それが幕末まで四谷家の上屋敷となつた(『江戸藩邸沿革』のうち「高須藩」、「東京市史稿市街篇」第四十九、五八一頁)。

(33) 「公辺御記録」宝永二年五月四日条。なお四谷追分屋敷は元禄二年(一六八九)、正式に尾張藩の所有となつたもようである(『尾張藩邸記』のうち「四谷野屋敷」)。

(34) 「屋敷渡預絵図証文」(国立国会図書館所蔵)第九六冊、「尾張藩邸記」のうち「大草御屋敷」。なお表1に高田馬場屋敷の記載がないのは出典とした史料に項目立てがないため、獲得間もない三年で手放され、その間も取り立てた利用がなかつたことがここから推察される。

(35) 「事蹟録」寛文八年七月六日条。

(36) 同右、元禄七年七月六日・宝永三年一〇月一六日・同二年六月一七日条、

「御家御記録」享保九年四月一三日条。

(37) 高田抱屋敷は、没した義真の生母現成院と妹初姫の居所とされ〔御家御記録〕享保一四年一〇月一九日条)、現成院の没する寛延四年(宝暦元、一七五二)までは保持したとみられるが、安政二年(一八五五)には所有しておらず(後出表

3「尾張藩江戸屋敷一覧(安政2年)」参照)、それまでに手放したと考えられる。

(38) 「公辺御記録」明和四年一二月九日条。なおこの一件については「市買御添地御拵領・向御屋鋪御上ヶ地・大草御屋鋪御上ヶ地一件留」(徳川林政史研究所所蔵)がある。

(39) 宮崎勝美「武家屋敷」(岩波講座 日本通史 第一四巻、岩波書店、一九九五年)、三三三・三三五・三三二八頁。この時期には京間による丈量は行わされていなかつた。

(40) 既述のよう、千代姫の入輿に伴い当時の藩主義直は鼠穴上屋敷を光友と千代姫に明け渡して、自らは麴町屋敷を拵領し移居したことが先例としてある。

(41) この間の状況については前掲註(1)拙稿ii、四三九・四四〇頁を参照。

(42) 「御家御記録」宝暦一〇年四五日、一二月三日・一一日条。

(43) 同右、安永二年二月二〇日・六月一四日条。

(44) 同右、安永五年七月一〇日・同六年正月二十五日条。

(45) 同右、安永七年四月六日条。

(46) 同右、安永七年一二月四・五日・同九年四月一一日条。

(47) 同右、安永九年一〇月四日・一二月二九日条。

(48) 「御家御続帳中」(徳川林政史研究所所蔵)のうち「宗睦卿」天明六年一二月二三二日条。

(49) 同右、天明七年二月一五日・寛政六年一二月一日条。

(50) 以下、添御殿については前掲註(1)拙稿iii、四五三・四五四頁。

(51) 以下、麴町屋敷については前掲註(1)拙稿vii、五一・五四・六一・六五頁。

(52) 以下、戸山屋敷については前掲註(1)拙稿vi、三四四・三四六頁。

(53) 国立公文書館内閣文庫所蔵。本稿では『内閣文庫所蔵史籍叢刊 諸向地面取

調書』(二)(汲古書院、一九八二年)、八〇一二二頁に掲載された。

(54) 「御家御続帳中」のうち「宗睦卿」寛政一〇年九月二七日条。

(55) 「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所所蔵)文政元年(一八一八)八月一八日条。

(56) 淑姫の履歴は「幕府祚胤伝七」のうち「淑姫君」(徳川諸家系譜)第二、続群書類從完成会、一九七四年、一四九・一五一頁)による。

(57) 「御守殿方留」文化三年(一八〇六)一二月八日条のうち「淑姫君様御附之者共御合力米等定書抜」(吉成香澄「將軍姫君の公儀付人・女中について」、徳川林政史研究所『研究紀要』第四十四号、二〇一〇年、八五頁〔史料一〕)。

(58) 千代姫の公儀付人計四八名のうち三五名が拵領屋敷を所有しておらず(大塚英二「光友夫人死去に伴う公儀付人の召返しについて」、徳川林政史研究所『研究紀要』第二十七号、一九九三年、二三三一頁〔付表〕千代姫付公儀付人一覧)、淑姫付人にも拵領屋敷を持たない者があつたとみられ、また有する拵領屋敷が遠方の場合など、勤仕に支障のないよう尾張藩が対応したと考えられる。

(59) 宮崎勝美「江戸の武家屋敷地」(高橋康夫・吉田伸之編『日本都市史入門 I 空間』、東京大学出版会、一九八九年)、九七頁。

(60) 千代姫用人を務めた中山勝之は延宝七年(一六七九)八月二七日、「尾張殿屋敷之近所にて」、具体的には市谷上屋敷と道を隔てた北側、市谷土取場に屋敷地を拵領しており(『柳営日次記』、『御府内往還其外沿革図書』)、その後任大久保忠倫も就任に伴い千代姫の願によりここへの替地が許可された(「事蹟録」元禄六年一〇月二六日条)。淑姫用人の場合はこのような屋敷替がみられず、したがって前掲註(58)に述べた可能性が高まると考えるが、公儀付人の居住のあり方については今後の課題としたい。

(61) 「御家御続帳下」のうち「斎温卿」文政五年六月一三日・同一〇年八月一五日条。

(62) 同右のうち「斎莊卿」天保一〇年三月二六日条。

(63) 前掲註(1)拙稿viii、一四九・一五〇頁、および前掲註(1)拙稿vi、三四六頁。なお本多家よりの借地は「諸向地面取調書」の尾張藩の項に記載がないため表2にもないのだが、「同」(前掲註(53)、七五六・七五七頁)の本多家の項に尾張藩へ

貸与の旨が記されていることから判明する。

(64) 「江戸御小納戸日記」文政五年(一八二二)十月至十一月の冊による。

(65) 「御家御統帳 下」のうち「斎温卿」・「斎莊卿」。

(66) 前掲註(1)拙稿^{viii}、一五〇頁・註(14)・(16)(一六〇頁)。

(67) これは切絵図の記載で、尾張藩の所有する屋敷地が敷地割りされて各々に同藩の家臣名を記す(尾張屋板は名前傍らに「尾」の文字を付す)ものが少くないことから推定される。

(68) 「御家御統帳 下」のうち「斎朝卿」文政二一年一一月一日条。この日斎朝は名古屋城外に新築した新御殿に移徙し、以後没するまで居住した。

(69) 斎藤直成編『江戸切絵図集成 第三卷 近江屋板 下』(中央公論社、一九八一年)、三〇~三三頁。

(70) 「大久保村御抱屋敷御譲請一巻」(徳川林政史研究所所蔵)。

(71) 前掲註(55)に同。

(72) 前掲註(57)吉成論文、表4(九五頁)による。

(73) 「諸向地面取調書」には、尾張藩に続きその付家老と家来の屋敷書上があり、渡辺半蔵の抱屋敷として大久保村二、五七二坪が記載されており(前掲註(53)、一四頁)、村名と坪数の一致からかつての大久保稻垣抱屋敷と判断される。なお

この代替として表2³⁸、青山権田原屋敷が尾張藩より渡辺半蔵に貸与されたとみられる。

られる。

(74) 前掲註(70)に同。なお「大久保戸山高田辺之図」(前掲註(69))では「尾州殿御抱屋敷」の北隣に「感應庵」とあり、これが觀音庵と判断される。

(75) 前掲註(1)拙稿^{vi}、三五一頁。

(76) 「東京御屋敷一巻」(徳川林政史研究所所蔵)。

(77) なお一筆かけ離れて表2³⁷、麻布飯倉横町中屋敷を所有したのは以下の理由による。天保三年(一八三三)に没した斎温室愛姫の廟所を天徳寺塔頭智学院を取り扱って建立し、同院建設用地として同寺が門前町屋の開い込みを幕府に出願したところ、町屋の移転先がなく却下されたため、尾張藩が四谷堀端中屋敷の一部を提供することとなり、天保一五年(弘化元、一八四四)、表3 No.29の相対替で天徳寺の麻布飯倉横町下屋敷が尾張藩の所有となつた。ただし尾張藩は寄附の含みで四谷堀端中屋敷を提供して麻布飯倉横町屋敷は相対替後そのまま天徳寺に貸与しており(『大日本近世史料 市中取締類集 一五門前囲込之部』一~二〇頁)、所有はあくまでも幕府届出上のものだつたようである。

(78) 「諸向地面取調書」によれば、尾張藩に次ぐ紀州藩の屋敷地数は二二筆であり(前掲註(53)、一五~一七頁)、尾張藩のそれは突出したものであつたと理解される。